

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例の拡充	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(揮発油税:外、地方揮発油税:外)(国税 27)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 バイオエタノールは、エネルギー源多様化、温室効果ガス排出削減に寄与することから、バイオエタノールを混合したガソリンを製造した場合に、バイオエタノール混合分の揮発油税及び地方揮発油税を控除する課税標準の特例措置を講じる制度が令和4年3月31日まで措置されている。	
		《要望の内容》 今回の拡充要望では、本特例措置の対象であるバイオエタノールに、以下の対象を加える。 ①バイオエタノールのうち、廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。））に由来する有機物から製造されたもの。 ②バイオエタノールのうち、工学的方法により収集した炭素から製造されたもの。	
		《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第88条の7 ・租税特別措置法施行令(昭和32年3月31日政令第43号)第46条の11~46条の16 ・租税特別措置法施行規則(昭和32年3月31日大蔵省令第15号)第37条の5~37条の7	
5	担当部局	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部政策課燃料政策企画室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成28年度~4年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成20年度 創設 平成23年度 拡充(みなし製造所を特例対象に追加) 平成25年度 5年間延長 平成30年度 5年間延長	
8	適用又は延長期間	4年間(令和2年度~4年度)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ガソリン代替となるバイオエタノールは、①化石燃料の代替として活用可能なため、エネルギー源の多様化に寄与するとともに、②ライフサイクル全体(原料生産、燃料製造、燃

		<p>料燃焼等)で化石由来燃料のガソリンと比較して二酸化炭素の排出量が少ないため、運輸部門の地球温暖化対策としてパリ協定の達成に貢献するものでもあるため、その普及を促進している。</p> <p>また、①世界的に、食料競合の問題を回避するべく第一世代(農作物を使用)から次世代(非可食原料を使用)のバイオエタノールにシフトさせる潮流があることや、②世界的には国内の農作物由来のバイオエタノールを使用している国が大半である中、日本は海外から輸入したバイオエタノールが大半を占めており、エネルギー安全保障の観点からは、可能な範囲で国産化を推し進めることも重要であること、③国内で次世代バイオエタノールの技術開発が進み実用化のめどがたったことを踏まえると、日本において、現在輸入している第一世代バイオエタノールから国産の次世代バイオエタノールにシフトしていくことは重要となっている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○第5次エネルギー基本計画(平成30年7月閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、近く商用化が期待されている国産の次世代バイオエタノールについては、導入初期段階での競争力確保に配慮する観点から、導入に係る優遇措置を検討し、2019年度内に具体化する。 <p>○地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオ燃料については、十分な温室効果ガス削減効果や安定供給、経済性が確保されることを前提として、バイオ燃料の導入や供給インフラに係る支援等により、引き続き、導入体制の整備を行う。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 環境
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成30年度～令和4年度において、バイオ燃料の導入目標量である50万kL/年(原油換算)を、毎年着実に達成。</p> <p>廃棄物等を原料とした次世代バイオエタノールの導入優遇策を設定し、着実に導入。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>現在、ガソリンに混合するためのバイオエタノールのほぼ全てを、ブラジル及びアメリカから輸入する第一世代バイオエタノールに依存しているが、エネルギー安全保障および食料競合の観点から、我が国は、セルロースや、廃棄物処理場・製鉄所等から排出される二酸化炭素等の炭素資源を原料とする国産次世代バイオエタノールにシフトしていくことが重要。</p> <p>近年、廃棄物処理場における廃棄物燃焼時の排ガスや、製</p>

			<p>鉄所等の製造過程で放出される排ガスを原料として次世代バイオエタノールを製造するカーボンリサイクル技術の開発が進み、商用化が間近となっている。</p> <p>他方、現行の本特例措置の対象となるエタノールは、「動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造されるものを除く。）から製造されたもの」と定義されているため、上記の新技术を活用して製造される次世代バイオエタノールは含まれていない。</p> <p>そのため、現行制度下では次世代バイオエタノールの導入が経済合理的とならず導入が進みにくい状況にあるが、仮に対象の拡充措置を講じることができた場合には、排ガス由来の次世代バイオエタノール（告示の優遇策の対象）の導入コストは第一世代バイオエタノールの導入コストよりも低くなるため、次世代バイオエタノールの導入が進むこととなる。</p>																						
10	有効性等	① 適用数	<p>適用件数（適用事業者数）</p> <p>平成 28 年度 570 件（12 社）</p> <p>平成 29 年度 646 件（8 社）</p> <p>平成 30 年度 661 件（8 社）</p> <p>令和元年度以降の見込み 600 件以上（8 社）</p> <p>適用数量（バイオエタノール換算量）</p> <p>平成 28 年度 約 73.1 万 kL</p> <p>平成 29 年度 約 83.5 万 kL</p> <p>平成 30 年度 約 82.8 万 kL</p> <p>令和元年度以降の見込み 約 82.8 万 kL</p>																						
		② 適用額	<p>適用額</p> <p>平成 28 年度 約 393 億円</p> <p>平成 29 年度 約 449 億円</p> <p>平成 30 年度 約 445 億円</p> <p>令和元年度以降の見込み 約 446 億円</p>																						
		③ 減収額	<p>減収額</p> <p>平成 28 年度 約 393 億円</p> <p>平成 29 年度 約 449 億円</p> <p>平成 30 年度 約 445 億円</p> <p>令和元年度以降の見込み 約 446 億円</p>																						
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 達成目標の実現状況 (単位:万 kL(原油換算量))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 数量</th> <th>H28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>R 元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>導入目標</td> <td>44</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50[※]</td> <td>50[※]</td> </tr> <tr> <td>導入実績</td> <td>44.1</td> <td>50.4</td> <td>49.9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和 2 年度以降の導入目標数量は未定のため、令和元年度の数量を横置きで仮定。</p> <p>平成 30 年度時点では、導入目標量の 50 万 kL/年を達成（導入実績：50.4 万 kL）するとともに、令和元年度以降の導入目</p>	年度 数量	H28	29	30	R 元	2	3	4	導入目標	44	50	50	50	50	50 [※]	50 [※]	導入実績	44.1	50.4	49.9	-	-
年度 数量	H28	29	30	R 元	2	3	4																		
導入目標	44	50	50	50	50	50 [※]	50 [※]																		
導入実績	44.1	50.4	49.9	-	-	-	-																		

			<p>標量である 50 万 kL/年（原油換算）も、着実に達成される見込み。</p> <p>次世代バイオエタノールを着実に導入するため、エネルギー供給構造高度化法告示において次世代バイオエタノールの導入優遇策を設定することを検討中（今年度告示改訂予定。）。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 令和 4 年度までの現行の租税特別措置により、バイオエタノールの導入目標量（50 万 kL/年）の着実な達成が可能となる。</p> <p>他方、本拡充措置を講じなければ、石油精製業者にとって、次世代バイオエタノールの導入を行うことが経済合理的とならないため、次世代バイオエタノールの導入が進まず、バイオエタノールの国産化、次世代化（非可食原料の利用拡大）のチャンスを失うこととなる。</p> <p>このため、カーボンリサイクル技術を用いた次世代バイオエタノールを本税制措置の対象に加えることにより、国産次世代バイオエタノールの導入が進むこととなる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本拡充措置を講じることにより、排ガス由来の次世代バイオエタノール（告示の優遇策の対象）の導入コストは第一世代バイオエタノールの導入コストよりも低くなるため、次世代バイオエタノールの導入が進むこととなる。</p> <p>なお、告示改訂では、次世代バイオエタノールを 1L 導入した際には、告示上は 2L 導入したものと見なす、といった仕組みを導入する予定である。このため、国産次世代バイオエタノールを 1 万 KL 導入できた場合には、第一世代の輸入エタノールの量が 2 万 kL 減少し、バイオエタノールの総量も減少するため、減収額も 446 億円から 440 億円に変化することとなる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>バイオエタノール及びバイオエタノール由来 ETBE の関税の無税化措置 仮に次世代バイオエタノールに関しても同様の関税の免税措置を講じた場合には、輸入の次世代バイオエタノールのコスト低減・輸入の促進につながり、現在試行している国産化に相反する効果をもたらすこととなる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【規制措置】 「エネルギー供給構造高度化法、判断基準」 ・石油事業者に対し、バイオ燃料の導入目標を定めているものであり、目標達成に向けては引き続き、通常ガソリンとの価格差を本税制措置等で是正する必要がある。（同法第 5 条） ・法律では、バイオ燃料の利用を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとしている（同法第 13 条）。</p> <p>【通常ガソリンとの価格差の是正】 バイオ燃料については、原料が割高であるため、通常ガソリンよりコ</p>

			<p>スト高となる。バイオ燃料混合ガソリンを通常ガソリンと同程度の価格に近づけるために、本税制措置に加え、以下の措置を組み合わせることによって価格差を是正。</p> <p><予算> 「バイオ燃料の生産システム構築のための技術開発事業」 セルロース等を原料とした国産の次世代バイオエタノールの生産技術の開発。</p> <p><関税> 「バイオエタノール及びバイオエタノール由来の ETBE の関税の無税化措置」 環境対策としてバイオ燃料の円滑な導入を実現させるために、ガソリン税の課税標準の特例措置と併せて、バイオエタノール及びバイオエタノール由来の ETBE の関税についても無税化し、原料の割高等によるバイオETBE混合ガソリンのコスト高を低減させるもの。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 29 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(固定資産税:外)(地方税:30)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 対象施設に係る課税標準となるべき価格に特例率(1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)を乗じて得た額を課税標準とする。
			《要望の内容》 本制度の適用期間の2年間の延長
			《関係条項》 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項第1号
5	担当部局		経済産業省産業技術環境局環境管理推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成28年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和35年度 創設 昭和51年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなり、2年ごとの適用期限の延長を行うようになる 平成8年度 非課税から移行(非課税→1/6) 平成22年度 軽減税率引下げ(1/6→1/3) 平成26年度 軽減税率1/3を廃止し、地域決定型地方税特例措置を導入(特例率:1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合) 平成30年度 軽減税率の引下げ(特例率を「1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合」に変更)
8	適用又は延長期間		2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 環境基本法、水質汚濁防止法等に基づき、環境基準の達成及びその維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。
			《政策目的の根拠》 ○環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)第11条 「政府は、環境の保全に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」 ○水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)第25条 「国は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に資するため、特定事業場における汚水等の処理施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。」 ○第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 「政府は、環境基本計画に掲げられた各種施策を実施するため、施策

			の有効性を検証しつつ、必要な制度の整備、財政上の措置その他の措置を講じる。」														
		② 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 環境														
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 環境基本法、水質汚濁防止法等に基づき、環境基準達成及びその維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 水質分野の環境基準については、生活環境項目のBOD、COD等については、昭和50年頃の環境基準達成率は全体で55%程度であったところ、平成29年度時点においては全体で89%と大きく改善しており、水質環境の改善が図られてきたところである。 他方で、新たな環境基準の追加・検討等に伴う規制強化がなされており、現状の達成率を引き続き維持していくためには、本制度の延長が必要。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>平成31 令和元</th> <th>令和2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>4,087</td> <td>3,728</td> <td>3,594</td> <td>3,623</td> <td>3,273</td> <td>3,273</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)経済産業省推計 適用数は、概ね過去10年の変動の範囲内で推移。広範な業種で資産取得が行われている。</p>	年度 区分	平成28	29	30	平成31 令和元	令和2	3	適用件数	4,087	3,728	3,594	3,623	3,273	3,273
年度 区分	平成28	29	30	平成31 令和元	令和2	3											
適用件数	4,087	3,728	3,594	3,623	3,273	3,273											
		② 適用額	<p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>平成31 令和元</th> <th>令和2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>18,556</td> <td>19,260</td> <td>23,585</td> <td>28,653</td> <td>25,778</td> <td>25,778</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)経済産業省推計 適用数は、概ね過去10年の変動の範囲内で推移。広範な業種で資産取得が行われている。</p>	年度 区分	平成28	29	30	平成31 令和元	令和2	3	適用額	18,556	19,260	23,585	28,653	25,778	25,778
年度 区分	平成28	29	30	平成31 令和元	令和2	3											
適用額	18,556	19,260	23,585	28,653	25,778	25,778											
		③ 減収額	<p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>平成31 令和元</th> <th>令和2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産税</td> <td>141</td> <td>147</td> <td>180</td> <td>164</td> <td>147</td> <td>147</td> </tr> </tbody> </table> <p>特例率は平成28~29年度を1/3、平成30年度以降を1/2とし、減価率を0.369として、下記の式より算出。 減収額=適用額×(1-減価率/2)×(1-特例率)</p>	年度 区分	平成28	29	30	平成31 令和元	令和2	3	固定資産税	141	147	180	164	147	147
年度 区分	平成28	29	30	平成31 令和元	令和2	3											
固定資産税	141	147	180	164	147	147											

		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>平成 31 令和元</th> <th>令和 2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境基準達成率(全体)</td> <td>90.3</td> <td>89.0</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境基準達成率(河川)</td> <td>95.2</td> <td>94.0</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境基準達成率(海域)</td> <td>79.8</td> <td>78.6</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境基準達成率(湖沼)</td> <td>56.7</td> <td>53.2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)環境省調べ 環境基本法に基づく環境基準の達成率について、生活環境項目のBOD、CODについては、昭和50年頃の環境基準達成率55%程度と比較して、平成29年度の環境基準達成率は全体で89%(前回要望時(平成27年度。以下同じ):91.1%)と高い水準を維持しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。 なお、閉鎖性水域の環境基準達成率については、全体水準よりも依然として低い状況となっているものの、河川については94.0%、海域(全体)については78.6%と高い水準を維持している。(前回要求時:河川95.8%、海域81.1%)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 (単位:件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>平成 31 令和元</th> <th>令和 2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>4,087</td> <td>3,728</td> <td>3,594</td> <td>3,623</td> <td>3,273</td> <td>3,273</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)経済産業省調べヒアリング調査より 平成28~令和3年度の適用件数は平均3,500件となっており、幅広い業界において公害防止設備の導入が進められている。</p>	年度 区分	平成 28	29	30	平成 31 令和元	令和 2	3	環境基準達成率(全体)	90.3	89.0	—	—	—	—	環境基準達成率(河川)	95.2	94.0	—	—	—	—	環境基準達成率(海域)	79.8	78.6	—	—	—	—	環境基準達成率(湖沼)	56.7	53.2	—	—	—	—	年度 区分	平成 28	29	30	平成 31 令和元	令和 2	3	適用件数	4,087	3,728	3,594	3,623	3,273	3,273
		年度 区分	平成 28	29	30	平成 31 令和元	令和 2	3																																												
		環境基準達成率(全体)	90.3	89.0	—	—	—	—																																												
環境基準達成率(河川)	95.2	94.0	—	—	—	—																																														
環境基準達成率(海域)	79.8	78.6	—	—	—	—																																														
環境基準達成率(湖沼)	56.7	53.2	—	—	—	—																																														
年度 区分	平成 28	29	30	平成 31 令和元	令和 2	3																																														
適用件数	4,087	3,728	3,594	3,623	3,273	3,273																																														
⑤ 税収減を是認する理由等	<p>水質分野の環境基準について、生活環境項目のBOD、CODについては昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったものの、平成29年度の環境基準達成率は89%となっており、水質環境の改善が行われてきた。</p>																																																			
11 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>水質分野においては、排水規制・暫定排水基準の見直し、水質総量削減や、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等により、事業者の公害防止設備投資に係る負担も上昇している。このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、企業の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置を行うことで、事業者の水質汚濁防止対策に対する取組を支援し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図ることが必要である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>財政投融资:(株)日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 概要:中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る施設整備を行う場合に特別利率による融資を受けることができる。(貸付限度:中小企業事業7億2千万円以内、国民生活事業7200万円以内、貸付期間:20年以内)</p>																																																			

			<p>財政投融資は、中小企業が公害防止設備の導入や PCB 廃棄物の処理等を実施するために必要な資金を円滑に調達できるようにするための制度となっている。</p> <p>一方の本税制は、上記融資制度の対象となっていない中堅企業等を含めた幅広い範囲の企業が公害防止設備の導入した際のランニングコストの低減に寄与するものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>水質汚濁防止法において、地方公共団体は水質総量削減計画の策定や排水基準の上乗せ条例を定めることができ、地方公共団体においても、地域の実情に応じた水質汚濁防止対策が求められている。</p>
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 29 年 8 月